

大阪府無料低額宿泊所の届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、無料低額宿泊所（社会福祉法第(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）を設置して、第二種社会福祉事業を行う者の届出について、法第68条の2から第68条の4の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、無料低額宿泊所を運営するに当たっては、法及び大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年大阪府条例第4号）、その他関係法令等を遵守するものとする。

(開始の届出)

第2条 法第68条の2第1項の規定により、無料低額宿泊所を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業の開始の日から1月以内に、次に掲げる関係資料を添えて、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（様式1）を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿（様式4）
- (4) 代表者誓約書（様式5）
- (5) 施設設置者の印鑑証明書
- (6) 届出時における法人の定款
- (7) 平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- (8) 居室面積・使用料（家賃）一覧（様式6）
- (9) 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- (10) 経歴申告書（様式7）
- (11) 入居者に対する処遇に関する項目（様式8）
- (12) 運営規程
- (13) 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- (14) 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
- (15) 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
- (16) 法人、団体等の活動内容がわかるもの
- (17) その他、必要に応じて添付が必要となる書類（配置図、案内図、設備・備品等一覧、写真、建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部所の直近の指導状況など）、消防法関係規

定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）、消防法に基づく防火対象物使用開始届書、施設長及び職員の資格要件を有することを証するもの（資格証、社会福祉施設長資格認定講習修了証、実務経験証明書など）、損害賠償責任保険証書、改善計画書など）

- 2 法第68条の2第2項の規定により、無料低額宿泊所を設置して、第二種社会福祉事業を開始しようとするときは、事業の開始前に、前項各号に掲げる関係資料を添えて、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（様式1）を知事に提出しなければならない。

（事前協議）

- 第3条 前条第1項又は第2項の届出をするときは、事業を開始しようとする日の1月前までに、知事に対して事前協議を申し出なければならない。

（届出事項の変更）

- 第4条 第2条第1項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式2-1）を知事に提出しなければならない。

- 2 第2条第2項の規定による届出をした者は、法68条の3第2項の規定により、届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式2-1）を知事に提出しなければならない。

- 3 第2条第2項の規定による届出をした者は、法68条の3第3項の規定により、届け出た事項を変更したときは、変更の日から1月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式2-1）を知事に提出しなければならない。

（事業の休止又は再開）

- 第5条 第2条第1項の規定による届出をした者は、事業を休止又は再開したときは、休止又は再開する1月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】（休止・再開）（様式2-2）を知事に提出しなければならない。

- 2 第2条第2項の規定による届出をした者は、事業を休止又は再開しようとするときは、あらかじめ、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】（休止・再開）（様式2-2）を知事に提出しなければならない。

（事業の廃止）

- 第6条 第2条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、事業を廃止したときは、廃止の日から1月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届（様式3）を知事に提出しなければならない。

（届出受理に関する証明）

第7条 前条までの規定による届出について、届出を受理したことの証明が必要なときは、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】に係る届出受理に関する証明の交付申請書（様式9）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の提出があったときは、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】の届出受理に関する証明書（様式10）を交付する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

2 施行日より前に、「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業の届出（停止・廃止）に関する取り扱い基準」に基づき、届出のうえ事業を行っている者が、施行日以降も引き続き事業を行うときは、法附則第5条の規定により、この要綱の施行の日から1月以内に届出を行うことで、法第68条の2第1項又は第2項の規定による届出をしたものとみなす。

3 「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業の届出（停止・廃止）に関する取り扱い基準」（平成15年1月6日施行）は廃止する。